

## 課税標準特例該当資産届出書（先端設備等）チェックシート

この用紙は記入後、「課税標準特例該当資産届出書」に添付して提出してください。

次の太枠内に記入してください。 (質問の前提条件に該当しない項目は回答する必要はありません。)		確認欄																
項目番号	確認内容																	
1	「先端設備等導入計画」の申請者が資本又は出資を有する法人の場合 固定資産税賦課期日（1月1日）現在において、資本金又は出資の総額が1億円以下ですか。（「みなし大企業」（注）は特例対象外です。）	はい	いいえ															
	「先端設備等導入計画」の申請者が資本又は出資を有しない法人や個人の場合 固定資産税賦課期日（1月1日）現在において、従業員数が1,000人以下ですか。	はい	いいえ															
2	課税標準の特例を届け出る資産は、新居浜市から「先端設備等導入計画」認定書が交付された年月日以降に取得されたものですか。	はい	いいえ															
3	課税標準の特例を届け出る資産は、次の表に該当しますか。 資産取得時期が平成30年6月6日～令和5年3月31日までの期間の次の資産	はい	いいえ															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資産の種類</th> <th>機械装置</th> <th>測定・検査工具</th> <th>器具備品</th> <th>建物附属設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額</td> <td>160万円以上</td> <td>30万円以上</td> <td>60万円以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>販売開始時期</td> <td>10年以内</td> <td>5年以内</td> <td>6年以内</td> <td>14年以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>旧地方税法附則第64条</p>			資産の種類	機械装置	測定・検査工具	器具備品	建物附属設備	取得価額	160万円以上	30万円以上	60万円以上		販売開始時期	10年以内	5年以内	6年以内	14年以内
	資産の種類			機械装置	測定・検査工具	器具備品	建物附属設備											
取得価額	160万円以上	30万円以上	60万円以上															
販売開始時期	10年以内	5年以内	6年以内	14年以内														
資産取得時期が令和2年4月30日～令和5年3月31日までの期間の次の資産																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>資産の種類</th> <th>構築物</th> <th>事業用家屋※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額</td> <td colspan="2">120万円以上</td> </tr> <tr> <td>販売開始時期</td> <td>14年以内</td> <td>新築</td> </tr> </tbody> </table> <p>※事業用家屋は、合計300万円以上の先端設備等を稼働させるために取得したものに限ります。</p> <p>旧地方税法附則第64条</p>	資産の種類	構築物	事業用家屋※	取得価額	120万円以上		販売開始時期	14年以内	新築									
資産の種類	構築物	事業用家屋※																
取得価額	120万円以上																	
販売開始時期	14年以内	新築																
資産取得時期が令和5年4月1日～令和7年3月31日までの期間の次の資産	はい	いいえ																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>資産の種類</th> <th>機械装置</th> <th>測定・検査工具</th> <th>器具備品</th> <th>建物附属設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額</td> <td>160万円以上</td> <td>30万円以上</td> <td>60万円以上</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれるものに限ります。</p> <p>旧地方税法附則第15条第44項</p>			資産の種類	機械装置	測定・検査工具	器具備品	建物附属設備	取得価額	160万円以上	30万円以上	60万円以上							
資産の種類	機械装置	測定・検査工具	器具備品	建物附属設備														
取得価額	160万円以上	30万円以上	60万円以上															
資産取得時期が令和7年4月1日～令和9年3月31日までの期間の次の資産	はい	いいえ																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>資産の種類</th> <th>機械装置</th> <th>測定・検査工具</th> <th>器具備品</th> <th>建物附属設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額</td> <td>160万円以上</td> <td>30万円以上</td> <td>60万円以上</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれるものに限ります。</p> <p>地方税法附則第15条第43項</p>			資産の種類	機械装置	測定・検査工具	器具備品	建物附属設備	取得価額	160万円以上	30万円以上	60万円以上							
資産の種類	機械装置	測定・検査工具	器具備品	建物附属設備														
取得価額	160万円以上	30万円以上	60万円以上															
4	「先端設備等導入計画」の申請にあたり、賃上げ方針を従業員に表明したことを証する書類を新居浜市産業振興課へ提出していますか。	はい	いいえ															
5	「先端設備等導入計画」の申請書記載の先端設備等取得価額と償却資産申告書記載の資産取得価額は一致していますか。不一致の場合はその理由を下記に記入してください。	はい	いいえ															
【不一致の理由】注：不一致額が大きい等、確認が必要と判断された場合、別途確認資料を提出いただくことがあります。																		

次の太枠内にチェック（✓）を入れてください。 (提出書類の確認)			
項目番号	提出書類	チェック欄	市確認欄
1	償却資産申告書		
2	種類別明細書		
3	課税標準特例該当資産届出書		
4	先端設備等導入計画に係る認定申請書（受付印押印済の写）		
5	先端設備等導入計画に係る認定書（写）		
6	工業会証明書（写）*対象資産をR5.3.31までに取得した場合のみ		
7	リース契約書（写）*リース資産である場合のみ		
8	軽減額計算書（写）*リース資産である場合のみ		
9	従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面 *対象資産をR5.4.1以降に取得かつ賃上げ方針を表明した場合のみ		
10	本チェックシート		

(注) : 「みなし大企業」とは資本金等が1億円以下の法人であっても、同一の大規模法人に発行済株式の1/2以上所有されている法人または複数の大規模法人に発行済株式の2/3以上所有されている法人をいいます。

以上のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

申請事業者名称

担当者氏名

連絡先

\*本チェックシートは、地方税法に規定する固定資産税に係る課税標準の特例の適用条件に該当することを確認するための書面です。